

変更届書が必要な事項及び添付書類の説明（卸売販売業）

変更届が必要な事項	添付書類
営業所管理者の変更	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 使用関係を証明する書類 ◆ 薬剤師の場合：薬剤師免許証（原本確認） ◆ 卸の種別が指定卸売医療用ガス類、指定卸売歯科用医薬品の営業所で管理者が薬剤師以外の場合：管理者の資格を証明する書類（別紙参照）
開設者の氏名又は住所 (法人は主たる事務所の名称・所在地)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 法人：登記簿謄本（発行後6か月以内） ◆ 個人：戸籍抄本（発行後6か月以内） ※ 法人の名称変更に関する注意点 合併等で法人組織が変わることによる名称変更 →新規許可申請 法人の組織変更は伴わない、単なる名称変更 →変更届
管理者の氏名又は住所	なし
業務に責任を有する役員 (開設者が法人のとき)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 登記簿謄本（登記簿に変更があった場合のみ） ◆ 業務分掌表 ※ 新たに業務に責任を有する役員になった者のうち、欠格条項に該当するおそれがある者は診断書または疎明書が必要
営業所の名称	<p>なし</p> <p>※ 許可証の書換えをする場合は、別途「許可証書換え交付申請書」を提出</p>
構造設備の主要部分	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 変更前後がわかる平面図 ◆ 変更後の構造設備の概要
営業所において併せ行う医薬品の販売業その他の業務の種類	なし
取り扱う放射性医薬品の種類	◆ 放射性医薬品の種類及び放射性医薬品を取り扱うために必要な設備の概要を記載した書類
相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先	なし

別紙

管理者が薬剤師以外の場合の資格要件及び必要書類	
指定卸売医療用ガス類のみを取扱う卸売販売業者の管理者 （下記イからニまでのいずれかに該当する者）	
要件	添付する資格証明書
イ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者	卒業証書の写し（原本持参）又は卒業証明書 単位取得証明書
ロ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する科目を習得した後、指定卸売医療用ガス類の販売又は授与に関する業務に3年以上従事した者	卒業証書の写し（原本持参）又は卒業証明書 単位取得証明書 3年以上の実務経験証明書
ハ 指定卸売医療用ガス類の販売又は授与に関する業務に5年以上従事した者	5年以上の実務経験証明書
ニ 福島県が実施していた特例販売業能力認定試験（ガス）に合格した者（試験は現在、実施していません）	試験合格通知書の写し（原本持参）
指定卸売医歯科用医薬品のみを取扱う卸売販売業者の管理者 （下記イからニまでのいずれかに該当する者）	
イ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学、歯学又は化学に関する専門の課程を修了した者	卒業証書の写し（原本持参）又は卒業証明書 単位取得証明書
ロ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学、歯学又は化学に関する科目を習得した後、指定卸売歯科用医薬品の販売又は授与に関する業務に3年以上従事した者	卒業証書の写し（原本持参）又は卒業証明書 単位取得証明書 3年以上の実務経験証明書
ハ 指定卸売歯科用医薬品の販売又は授与に関する業務に5年以上従事した者	5年以上の実務経験証明書
ニ 福島県が実施していた特例販売業能力認定試験（歯科）に合格した者（試験は現在、実施していません）	試験合格通知書の写し（原本持参）
指定卸売医療用ガス類及び指定卸売医歯科用医薬品のみを取扱う卸売販売業者の管理者 （下記イからニまでのいずれかに該当する者）	
イ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学、又は化学に関する専門の課程を修了した者	卒業証書の写し（原本持参）又は卒業証明書 単位取得証明書
ロ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学、又は化学に関する科目を習得した後、指定卸売医療用ガス類及び指定卸売歯科用医薬品の販売又は授与に関する業務に3年以上従事した者	卒業証書の写し（原本持参）又は卒業証明書 単位取得証明書 3年以上の実務経験証明書
ハ 指定卸売医療用ガス類及び指定卸売歯科用医薬品の販売又は授与に関する業務に5年以上従事した者	5年以上の実務経験証明書

ニ 福島県が実施していた特例販売業能力認定試験（ガス及び歯科）に合格した者（試験は現在、実施しておりません）	試験合格証書の写し（原本持参）
--------------------------------------------------------	-----------------

*** 上記各イ、ロに該当する方は事前に必ず保健所へご相談ください。**